

201328063A

平成25年度厚生労働科学研究費補助金  
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況  
の実態把握と  
薬物依存症者の「回復」とその家族に対する  
支援に関する研究

(H25-医薬-一般-018)

研究報告書

(総括研究報告書+分担研究報告書)

---

平成26年(2014年)3月

研究代表者：和田 清

## 目 次

I . 総括研究報告書	和田 清 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所) ······	1
II . 分担研究報告書		
II - 1 . 「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握に関する研究		
1-1 : 飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査(2013年) 通称 : 薬物使用に関する全国住民調査 (2013年) ······	17	
和田 清 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所)		
1-2 : 全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査·········	95	
松本俊彦 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所)		
1-3 : 救命救急センターにおける薬物乱用症例の実態調査 救急搬送された脱法ハーブ等の合成薬物添加製品中毒患者の実態調査·········	107	
上條吉人 (北里大学医学部 中毒・心身総合救急医学)		
1-4 : 全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究·····	111	
庄司正実 (目白大学 人間学部)		
1-5 : 監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究···	121	
福永龍繁 (東京都監察医務院)		
1-6 : 薬剤師を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究·········	127	
嶋根卓也 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所)		
II - 2 . 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究		
2-1 : 薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究·········	141	
宮永 耕 (東海大学 健康科学部社会福祉学科)		
2-2 : 精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究·········	149	
近藤あゆみ (新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科)		
III : 研究成果の刊行に関する一覧表·········	165	
IV : 研究成果の刊行物・別刷り·········	別添	

# 總 括 研 究 報 告 書

「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握と  
薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究

(H25-医薬-一般-018)

研究代表者 和田 清 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長

**研究要旨** 薬物乱用・依存対策の立案・評価のための基礎資料に供するため、「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、再乱用防止のために、薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究を行った。

**【研究 1 「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握に関する研究】**

■研究 1-1：薬物使用に関する全国住民調査（2013 年）：わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、層化二段無作為抽出法（調査地点数：350）により選ばれた全国の 15 歳～64 歳の 5,000 人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。特に 2013 年調査は、脱法ドラッグ乱用の拡がりについて全国レベルでのわが国初の調査となった。調査期間は 2013 年 10 月 17 日～10 月 27 日である。回収数及び有効回答数は、2,948 (59.0%) 及び 2,926 であった。【飲酒】① 1 年経験率（この 1 年間で 1 回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で 85.7% (88.9%)、女性で 79.1% (81.9%)、全体で 81.9% (85.3%) であった。（補正值）② 飲酒の機会、禁酒経験等、わが国の飲酒はライフ・サイクルと深く結びついており、飲酒問題を論じる際には、飲んだことがあるかないかを基準にしても、さほど意味がなく、機会、頻度、量等の質的要因を考慮する必要があることが示唆された。【喫煙】① 1 年経験率は、男性で 39.4% (43.4%)、女性で 16.5% (16.2%)、全体で 27.2% (29.3%) であった。この 1 年経験率は過去最低の記録であった。（以上、補正值）② 年代別に見た生涯経験率、1 年経験率共に、10 歳代、20 歳代での経年的減少傾向が顕著であった。【医薬品】① この 1 年間に 1 回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬 65.1%、②鎮痛薬 60.8%、③目薬 49.5%、④湿布薬 45.1%、⑤胃腸薬 40.3% の順で頻度が高かった。② 鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬の 1 年経験率は、鎮痛薬で 61.4% (58.6%)、精神安定薬で 6.2% (5.6%)、睡眠薬で 5.6% (5.6%) であった（補正值）。③ 鎇痛薬、精神安定薬、睡眠薬の使用に関しては、明かな問題点は見あたらなかつたが、今後もモニタリングが必要である。【違法薬物】① 1 年経験者認知率（この 1 年間で、身近に違法薬物を乱用したことがある人を知っている率）は、高い順に、大麻 0.9%、有機溶剤 0.8%、「脱法ドラッグ」 0.8%、覚せい剤 0.5%、MDMA 0.1% の順であった。2011 年調査までは、この割合が最も高い薬物は有機溶剤であったが、今回の 2013 年調査で大麻が初めてトップとなった。同時に、「脱法ドラッグ」が有機溶剤と同じ割合で 2 番目に高かつたことも、今日的薬物乱用状況を反映していると推定できる。② 生涯被誘惑率（これまでに 1 回でも誘われたことのある者の率）は、大麻で 2.7% (2.0%)、有機溶剤で 2.6% (2.9%)、覚せい剤で 0.9% (0.9%)、MDMA で 0.4% (0.2%)、コカインで 0.3% (0.2%) の順に高かつた（「脱法ドラッグ」は調べていない）。ヘロインのそれは、統計誤差内であった。また、これら 6 種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は 4.8% (4.6%) であり、有機溶剤を除いたいづれかの生涯被誘惑率は 3.3% (2.8%) であった。この生涯被誘惑率は、2011 年まで一貫して、有機溶剤 > 大麻 > 覚せい剤 > MDMA ないしはコカインの順に高かつたが、今回の 2013 年調査で大麻が初めて第一位となった。経年的観点からみると、ほとんどの薬物で生涯被誘惑率が横ばい傾向である中で、唯一、大麻だけが確実に漸増傾向を示していた。③ 生涯経験率は、有機溶剤で 1.9% (1.6%)、大麻で 1.1% (1.2%)、覚せい剤で 0.5% (0.4%)、MDAM で 0.3% (0.1%)、「脱法ドラッグ」で 0.4% であった。コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.5% (2.7%) で、有機溶剤を除いたいづれかの薬物の生涯経験率は 1.3% (1.5%) であった。有機溶剤と「脱法ドラッグ」を除いたいづれかの薬物の生涯経験率は 1.3% であった。経年的観点から見ると、ほとんどの薬物で生涯経験率が横ばい傾向である中で、唯一、大麻だけが確実に漸増傾向を示していた。それぞれの薬物の生涯経験者の平均年齢は、有機溶剤で 43.8

歳と最も高く、有機溶剤の生涯経験率は「過去の経験」の反映であることが強く示唆された。それ以外の薬物の生涯経験者の平均年齢は40歳代初めがほとんどであったが、「脱法ドラッグ」のみ33.8歳であり、「脱法ドラッグ」の乱用が現時点での重要問題であることが強く示唆していた。<sup>④</sup> 「脱法ドラッグ」乱用経験者の75%の者には大麻の乱用経験もあり、50%の者には有機溶剤乱用経験、33.3%の者には覚せい剤の乱用経験が認められた。生涯「脱法ドラッグ」乱用経験者がこれまでに使用した「脱法ドラッグ」は、男女の全体では、「ハーブ系」58.3%、「リキッド系」50.0%、「パウダー系」33.3%であった。男性では、「ハーブ系」62.5%、「リキッド系」37.5%、「パウダー系」37.5%であったが、女性では「リキッド系」75.0%、「ハーブ系」50.0%、「パウダー系」25.0%であった。<sup>⑤</sup> 薬物の呼称には年代による違いがあることが再確認された。この知見は、薬物乱用防止のための啓発活動や教育に生かしてゆく必要がある。<sup>⑥</sup> 「脱法ドラッグ」による人体への害知識の普及率は61.5%と低かった。<sup>⑦</sup> 違法薬物の入手可能性については、2011年調査まで、有機溶剤のみが入手可能群が入手不可能群を上回っていたが、2013年調査では、初めて、すべての薬物について、入手不可能群の数が入手可能群を上回る結果であった。<sup>⑧</sup> わが国の薬物乱用・依存状況が多くの国に比べて良好を保ってきた背景には、遵法精神の高さがあると思われるが、2013年調査でも、その傾向は保たれていた。<sup>⑨</sup> 違法薬物使用に対する取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での「正直に答えたたくない」という心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることは否めない。今日的状況の把握には、1年被誘惑率、1年経験率を知りたいところではあるが、毎回、統計誤差内となってしまう。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的に認知された調査法であると同時に、それ以外の調査方法が事実上不可能なことも国際的常識である。今後も本調査を継続してゆく必要がある。

■研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査：2012年「全国精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」のデータを再分析し、「脱法ドラッグ」関連障害(DDRD)患者の臨床的特徴を覚せい剤関連障害(MARD)患者および睡眠薬・抗不安薬関連障害(HARD)患者との比較を通じて明らかにすることを試みた。DDRD患者はMARD患者およびHARD患者に比べて若年かつ男性に多く、生活背景についてはHARD患者との共通していた一方で、薬物使用の理由はむしろMARD患者との共通していた。また、DDRD患者は、MARD患者よりもICD-10 F1診断における精神病性障害と有害な使用に該当する者が多く、「脱法ドラッグ」の強力な精神病惹起危険性および有害性が推測された。

■研究1-3：救命救急センターにおける薬物乱用症例の実態調査（救急搬送された「脱法ハーブ」等の合成薬物添加製品中毒患者の実態調査）：合成薬物中毒患者の実態を把握するために、合成薬物添加製品を使用後に救急搬送された患者518名について調査した。82.0%の患者は男性で、20歳～30歳代が80.5%を占め、86.0%が植物片に添加されていた合成薬物を吸入(87.5%)していた。10.8%の患者に、中毒を生じた現場で対人・対物への暴力、交通事故、自傷行為または自殺企図などの有害行為が認められた。10%の患者には横紋筋融解症等の身体合併症が見られた。入院治療を要した患者(全体の35.1%)のうち、(全体の)5.6%の患者は人工呼吸管理を要し、(全体の)4.1%の患者は7日以上の入院を要した。95.6%の患者は完全回復したが、10例(1.9%)は精神科病床へ転棟または転院し、3例(0.6%)は攻撃的または暴力的行為のために警察に引き渡された。合成カンナビノイド、合成カチノン、またはメトキセタミンは20製品のサンプルから検出された。

■研究1-4：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究：2014年度の全国の児童自立支援施設入所者調査の予備調査として、2施設46人(男性24人、女性22人)に対する半構造化面接調査を実施した。有機溶剤、覚せい剤、大麻の乱用経験者の割合は経年的には激減していたが、「脱法ハーブ」乱用経験者は男性8.3%、女性13.6%と多かった。

■研究1-5：監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究：2004～2013年に東京都監察医務院で取り扱った異状死に関し、薬毒物件が関係した事例について調査した。薬毒物による自殺事例の発生件数は大きく減少していた。精神神経用剤と抗てんかん剤の件数は増加、若しくは高止まりの状態で推移し、睡眠導入剤の件数は減少していた。2010年、及び2011年は覚せい剤等の検出件数は減少したが、「脱法ハーブ」の検査依頼件数は著しく増加していた。「脱法ハーブ」の使用が疑われた行政解剖事例9例の内、2例について概略を紹介した。

■研究1-6：薬剤師を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究：保険薬局に勤務する薬剤師を情報源として、向精神薬乱用者との応対経験などの実態把握と、薬剤師に対する介入プログラム(向精神薬乱用・依存に重点を置いたゲートキーパー研修会)を実施し、介入プログラム

が薬剤師の知識・自己効力感・行動（患者への声かけなど）に与える影響を検証した。向精神薬の過量服薬患者への声かけ経験を有する薬剤師は、埼玉 25.2%、兵庫 27.4%であった一方、処方医への情報提供は、「しなかった」という回答が最も多かった（埼玉 33.3%、兵庫 37.4%）。介入群における知識スコアと自己効力感スコアは、「ベースライン」から「介入直後」にかけては、有意な上昇が認められた。薬剤師に対する介入プログラムは、ゲートキーパーとしての知識と技術を向上させる可能性がある。

**【結論】**2013 年調査は、急激に社会問題化した「脱法ドラッグ」の乱用の拡がりを調べる、わが国初の全国調査となった。薬物乱用の生涯誘惑率、生涯経験率は、経年的視点からは、ほとんどの薬物で「横ばい」傾向を示す中で、唯一、大麻だけが生涯被誘惑率、生涯経験率ともに確実な漸増傾向を示していた。同時に、1 年経験者認知率でも、大麻が初めて第一位となり、「脱法ドラッグ」が有機溶剤と共に第二位であった。生涯経験率は、有機溶剤 > 大麻 > 覚せい剤 > MDAM > 「脱法ドラッグ」の順に高いが、有機溶剤の生涯経験者の平均年齢は 43.8 歳と最も高く、「脱法ドラッグ」生涯経験者では 33.8 歳と最も若かった。「脱法ドラッグ」生涯経験者の 75% の者に大麻乱用の経験もあるという結果であった。「脱法ドラッグ」の害知識の周知率は低く、「脱法ドラッグ」乱用に対する啓発活動、教育活動と大麻乱用対策が今日的急務であると考えられる。

**【研究 2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究】**

■研究 2-1：**薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究**：2014 年に予定している全国ダルク (Drug Addiction Rehabilitation Center) 実態調査の予備調査として、現在進行する障害者制度改革や刑事施設出所後の保護観察制度等の改正案（「刑の一部執行猶予」制度）などの動向が、ダルクを代表とする民間リハビリテーションの自助活動現場で、どのような問題となって表れているのか、整理し、その課題について検討した。その結果、施設を制度的にどこに位置づけるか、障害者総合支援法の中での模索が続いている。また、「刑の一部執行猶予」制度との関連では、ダルクは居住先のない出所の受け皿的役割を期待されており、「薬物依存回復訓練」といったダルク等が提供し得るソフトウェア部分もある反面、自立準備ホーム委託期間中の要医療給付問題や制度等に関するダルクスタッフの研修問題などの課題が残っていた。■研究 2-2：**精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究**：既に開発した 4 種類の教材を用いて、8 カ所の精神保健福祉センター、2 カ所の精神科病院の家族会参加者に対してプログラムを実施し、その理解度及び有効性評価の調査を実施した。参加した家族は、76.7% が女性で、50 歳～60 歳代が 68.1% で、86.2% が親であった。家族心理教育プログラムに関する理解度については、「かなり～完全に理解できた」と回答した者の割合は 52.3% にとどまっていたが、理解度をあげるためにには、同じ種類の教材を用いたプログラムに繰り返し参加できる環境を家族に提供することが必要である。有効性については、70.4% の家族が「かなり～非常に役に立つ」と回答しており、一定の有効性が確認できた。

**【結論】**第四次薬物乱用防止五か年戦略の「目標 2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」の「(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実（民間団体・関係機関等との連携強化）」に対する具体的対応策として、本研究班が開発し、実施している家族心理教育プログラムの普及が急務である。

#### 研究分担者

和田 清 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部  
部長

松本俊彦 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部  
室長

上條吉人 北里大学医学部 中毒・心身総合救急医学 特任教授

庄司正実 目白大学 人間学部

#### 教授

福永龍繁 東京都監察医務院  
院長

嶋根卓也 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部  
室長

宮永 耕 東海大学 健康科学部  
社会福祉学科 准教授

近藤あゆみ 新潟医療福祉大学社会福祉学部  
社会福祉学科 准教授

## A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。この間、薬物乱用対策推進本部により「薬物乱用防止5ヵ年戦略」（平成10年5月）、「薬物乱用防止新5ヵ年戦略」（平成15年7月）、「第三次薬物乱用防止5ヵ年戦略」（平成20年8月）が策定され、その後、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（平成22年7月）が打ち出され、平成25年8月には、「第四次薬物乱用防止戦略」を経て今日に至っているが、1995年に始まる第三次覚せい剤乱用期も、既に20年近くが経っており、薬物乱用・依存に関する国内状況は大きく変わりつつある。

第三次覚せい剤乱用期は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までの拡大等で始まった。しかし、その後（特にこの数年間）は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存、大麻汚染の拡大等に代表されるように、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」であり、「有機溶剤優位型」という我が国独自型から、大麻優位型という欧米型への変化として捉えることができる（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131, 2008）。

これらの状況変化は、依存性薬物乱用・依存の実態把握の必要性と、その実態に見合った対策立案の必要性を益々高めるものである。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起こし的性質があり、困難を極める。2013年度～2014年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みる。対象・調査法は次の通りである。①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握するための全国住民調査（層化二段無作為抽出）、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生の全国調査（層別一段集落抽出法）、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国精神科医療施設調査（全数調査）、④「脱法ドラッグ」およびベンゾジアゼピン系薬剤の乱用者が搬送されやすい救命救急センターにおける薬物乱用の実態調査、⑤薬物乱用のハイリスク・グループである児童自立支援施設入所者に対する全国調査（全数調査）、⑥東京都23区内での異状死を検案しており、麻薬・覚せ

い剤のみならず各種「脱法ドラッグ」による死亡を検出できる可能性のある東京都監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究、⑦薬局を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することができると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2013年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、②～⑦に関しては2014年の本調査に向けての準備研究とした。

以上の調査研究は、第四次薬物乱用防止5ヵ年戦略の「目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」の「(5)薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進」に呼応したものであるが、同じく「目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」の「(2)薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化（民間団体・関係機関等との連携強化）」と「(3)薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実（民間団体・関係機関等との連携強化）」に対応した、再乱用防止のための、⑧ダルクを中心とした薬物依存症者に対する支援活動の実態とその課題を把握するための調査研究と、⑨精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究も実施した。

## B. 各分担研究の目的、方法、及び結果

### ■研究1 「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握に関する研究

研究1-1：飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査（2013年）

通称：薬物使用に関する全国住民調査（2013年）

研究分担者 和田 清

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部長

わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使

用・乱用・依存状況を把握するために、住民基本台帳から層化二段無作為抽出法(調査地点数:350)により選ばれた全国の15歳~64歳の5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。特に今回の2013年調査は、脱法ドラッグ乱用の拡がりについて全国レベルで調査したわが国初の調査となった。調査期間は2013年10月17日~10月27日である。回収数及び有効回答数は、2,948(59.0%)及び2,926であった。

【飲酒】① 1年経験率(この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率)は、男性で85.7%(88.9%)、女性で79.1%(81.9%)、全体で81.9%(85.3%)であった。(補正值)② 飲酒の機会、禁酒経験等、わが国の飲酒はライフ・サイクルと深く結びついており、飲酒問題を論じる際には、飲んだことがあるかないかを基準にしても、さほど意味がなく、機会、頻度、量等の質的要因を考慮する必要があることが示唆された。

【喫煙】① 1年経験率は、男性で39.4%(43.4%)、女性で16.5%(16.2%)、全体で27.2%(29.3%)であった。この1年経験率は過去最低の記録であった。(補正值)② 年代別に見た生涯経験率、1年経験率共に、10歳代、20歳代での経年的減少傾向が顕著であった。

【医薬品】① この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬65.1%、②鎮痛薬60.8%、③目薬49.5%、④湿布薬45.1%、⑤胃腸薬40.3%の順で頻度が高かった。② 鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬の1年経験率は、鎮痛薬で61.4%(58.6%)、精神安定薬で6.2(5.6%)、睡眠薬で5.6%(5.6%)であった(補正值)。医薬品を常用(週3回以上)している者の割合は、鎮痛薬で3.6%(2.4%)、精神安定薬で2.9%(3.0%)、睡眠薬で2.1%(1.9%)であった。④ 以上より、鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬の使用に関しては、明かな問題点は見あたらなかったが、今後もモニタリングが必要である。

【違法薬物】① この1年間で、身近に違法薬物を乱用したことがある人を知っている率は、高い順に、大麻0.9%、有機溶剤0.8%、「脱法ドラッグ」0.8%、覚せい剤0.5%、MDMA0.1%の順であった。2011年調査までは、この割合が最も高い薬物は有機溶剤であったが、今回の2013年調査で大麻が初めてトップとなった。同時に、「脱法ドラッグ」が有機溶剤と同じ割合で2位として記録されたことも、今日的薬物乱用状況を反映していると推定できる。

② 生涯被誘惑率(これまでに1回でも誘われた

ことのある者の率)は、大麻で2.7%(2.0%)、有機溶剤で2.6%(2.9%)、覚せい剤で0.9%(0.9%)、MDMAで0.4%(0.2%)、コカインで0.3%(0.2%)の順に高かった(「脱法ドラッグ」については調べていない)。ヘロインのそれは、統計誤差内であった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.8%(4.6%)であり、有機溶剤を除いたいのいずれかの生涯被誘惑率は3.3%(2.8%)であった。この生涯被誘惑率は、2011年まで一貫して、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDMAないしはコカインの順に高かったが、今回の2013年調査で大麻が初めて第一位となった。また、対2011年で見ると、有機溶剤で低下し、覚せい剤で変化がなく、それ以外の薬物では微増傾向を示していた。経年的観点からみると、ほとんどの薬物で生涯被誘惑率が横ばい傾向である中で、唯一、大麻だけが確実に漸増傾向を示していた。

③ 生涯経験率は、有機溶剤で1.9%(1.6%)、大麻で1.1%(1.2%)、覚せい剤で0.5%(0.4%)、MDMAで0.3%(0.1%)、「脱法ドラッグ」で0.4%であった。コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.5%(2.7%)で、有機溶剤を除いたいのいずれかの薬物の生涯経験率は1.3%(1.5%)であった。有機溶剤と「脱法ドラッグ」を除いたいのいずれかの薬物の生涯経験率は1.3%であった。対2011年で見ると、大麻、覚せい剤で変化がなく、有機溶剤、MDMAで微増していたが、いずれかの薬物、および、有機溶剤を除いたいのいずれかの薬物で微減していた。経性的観点から見ると、ほとんどの薬物で生涯経験率が横ばい傾向である中で、唯一、大麻だけが確実に漸増傾向を示していた。それぞれの薬物の生涯経験者の平均年齢は、有機溶剤で43.8歳と最も高く、有機溶剤の生涯経験率は「過去の経験」の反映であることが強く示唆された。それ以外の薬物の生涯経験者の平均年齢は40歳代初めがほとんどであったが、「脱法ドラッグ」のみ33.8歳であり、「脱法ドラッグ」の乱用が現時点での重要問題であることが強く示唆していた。

④ 「脱法ドラッグ」乱用経験者の75%の者には大麻の乱用経験もあり、50%の者には有機溶剤乱用経験、33.3%の者には覚せい剤の乱用経験が認められた。生涯「脱法ドラッグ」乱用経験者がこれまでに使用した「脱法ドラッグ」は、男女の全体では、「ハーブ系」58.3%、「リキッド系」50.0%、

「パウダー系」33.3%であった。男性では、「ハーブ系」62.5%、「リキッド系」37.5%、「パウダー系」37.5%であったが、女性では「リキッド系」75.0%、「ハーブ系」50.0%、「パウダー系」25.0%であった。男性では「脱法ドラッグ」に大麻類似の効果を期待し、女性では覚せい剤類似の効果を期待する者が多いと推測したいところであるが、そもそも調査対象の人数が少なく、推測の域を出ない。**⑤** 従来通り、薬物の呼称には年代による違いがあることが再確認された。この知見は、薬物乱用防止のための啓発活動や教育に生かしていく必要がある。**⑥** 「脱法ドラッグ」による人体への害知識の普及率は、61.5%と低かった。**⑦** 違法薬物の入手可能性については、2011年調査まで、有機溶剤のみが入手可能群が入手不可能群を上回っていた（未補正值）が、2013年調査では、初めて、すべての薬物について、入手不可能群の数が入手可能群を上回る結果であった。**⑧** わが国の薬物乱用・依存状況が多くの国に比べて良好を保ってきた背景には、遵法精神の高さがあると思われるが、2013年調査でも、その傾向は保たれていた。**⑨** 違法薬物乱用防止の教育・啓発が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での「正直に答えたくない」という心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることは否めない。毎回のことではあるが、今日の状況の把握には、1年被誘惑率、1年経験率が知りたいところはあるが、毎回、統計誤差内となってしまう。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的に認知された調査法であると同時に、それ以外の調査方法が事実上不可能なことも国際的現実である。地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。**⑩** 【結論】今回の2013年調査は、2011年下半年に社会問題化した「脱法ドラッグ」の乱用の拡がりを調べる、わが国初の全国調査となった。薬物乱用の生涯誘惑率、生涯経験率は、経年的視点からは、ほとんどの薬物で「横ばい」傾向を示す中で、唯一、大麻だけが生涯被誘惑率、生涯経験率ともに確実な漸増傾向を示していた。特に生涯被誘惑率は、2011年まで一貫して、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDMAないしはコカインの順に高かつたが、今回の2013年調査で大麻が初めて第一位となつた。同時に、1年経験者認知率

でも、大麻が初めて第一位となり、「脱法ドラッグ」が有機溶剤と共に第二位であった。これらのこととは、今日の大麻・「脱法ドラッグ」乱用の拡がりを反映しているようである。生涯経験率は、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDMA>「脱法ドラッグ」の順に高いが、有機溶剤の生涯経験率は「過去の経験」であり、現時点で最も乱用されている薬物は大麻であると考えられる。また、「脱法ドラッグ」以外の薬物の生涯経験者の平均年齢は40歳代初めがほとんどであるのに対して、「脱法ドラッグ」生涯経験者のみが33.8歳であった。同時に、「脱法ドラッグ」の生涯経験者の75%の者に大麻乱用の経験もあるという結果であり、「脱法ドラッグ」と大麻との関連を伺わせる結果であった。「脱法ドラッグ」の害知識の周知率は低く、この「脱法ドラッグ」乱用に対する啓発活動、教育活動と大麻乱用対策が今日的急務であると考えられる。

## 研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

研究分担者 松本俊彦  
国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部  
室長

2012年に実施した「全国精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」のデータを再分析して、「脱法ドラッグ」関連障害（designers drugs-related disorder；DDRD）患者の臨床的特徴を、覚せい剤関連障害（methamphetamine-related disorder；MARD）患者および睡眠薬・抗不安薬関連障害（hypnotics/anxiolytics-related disorder；HARD）患者との比較を通じて明らかにすることを試みた。

多変量解析の結果、MARD群とDDRD群との弁別に有意に影響する独立変数は、年齢、性別、学歴、暴力団との関係、F1x.1有害な使用、F1x.5精神病性障害であった。一方、HARD群とDDRD群との弁別に有意に影響する独立変数は、年齢、性別、薬物使用の理由／誘われて・断り切れずに、薬物使用の理由／刺激を求めて、薬物使用の理由／不安の軽減、薬物使用の理由／不眠の軽減、F1x.5精神病性障害であった。

DDRD 患者は MARD 患者および HARD 患者に比べて若年かつ男性に多く、生活背景については HARD 患者との共通していた一方で、薬物使用の理由はむしろ MARD 患者との共通していた。また、DDRD 患者は、MARD 患者よりも ICD-10 F1 診断における精神病性障害と有害な使用に該当する者が多く、「脱法ドラッグ」の強力な精神病惹起危険性および有害性が推測された。

### 研究 1-3 : 研究 1-3 : 救命救急センターにおける薬物乱用症例の実態調査（救急搬送された脱法ハーブ等の合成薬物添加製品中毒患者の実態調査）

研究分担者 上條吉人  
北里大学医学部  
中毒・心身総合救急医学 特任教授

合成薬物中毒患者の実態を把握するために、研究参加を依頼する手紙を 467 救急施設に郵送し、同意の得られた施設に調査用紙を郵送した。60 施設から、2006 年 1 月から 2012 年 12 月までに合成薬物添加製品を使用後に救急搬送された患者 518 患者が調査対象となった。

ほとんどの患者は男性 (82.0%) で、20 代または 30 代 (80.5%) で、植物片 (86.0%) に添加されていた合成薬物を、吸入 (87.5%) していた。56 患者 (10.8%) では、中毒を生じた現場で対人・対物への暴力 (32 患者)、交通事故 (7 患者)、自傷行為または自殺企図 (4 患者) などの有害行為がみられた。身体症状または神経精神症状以外に横紋筋融解症 (10.0%) 等の身体合併症が見られた患者もいた。入院治療を要した 182 患者 (35.1%) のうち 29 患者 (5.6%) は人工呼吸管理を要した。また、21 患者 (4.1%) は 7 日以上の入院を要したが、全患者は男性で 20 患者には合併症 (横紋筋融解症 12 例、身体外傷 3 例) がみられた。ほとんどの患者 (95.6%) は完全回復したが、10 例 (1.9%) は精神科病床へ転棟または転院し、3 例 (0.6%) は攻撃的または暴力的行為のために警察に引き渡された。合成カンナビノイド、合成カチノン、またはメトキセタミンは 20 製品のサンプルから検出された。

合成薬物添加製品の使用は、身体症状または神経精神症状ばかりではなく、横紋筋融解症や身体外

傷などの身体合併症を生じる可能性があり、人工呼吸管理のような積極的介入や長期入院を要することもある。

### 研究 1-4 : 全国児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

研究分担者 庄司正実

目白大学 人間学部

2014 年に予定している全国児童自立支援施設入寮児調査の予備調査として、2 施設 46 人(男性 24 人、女性 22 人)に対して、精神科医 2 名、臨床心理士 4 名による半構造化面接を実施した。施設は 2003 年から同一である。

男性では 2003 年以降薬物乱用者は減少傾向を示していた。従来もっとも乱用者の多かった有機溶剤は 2003 年の 43.9% から前回 3.1%，今年度 8.3% となっていた。覚せい剤乱用は 2005 年以降男性では認められていない。大麻乱用は今年度 8.3% であり 2003 年以降はあまり大きな変化はなかった。ブタン乱用は 2003 年および 2005 年は 25% 前後、2007 年および 2009 年は 10% 前後、2011 年は 6.3%，今年度はやや多く 16.7% であった。

女性においても有機溶剤乱用頻度は 2003 年 63.8% から漸減しており前回 2011 年 9.5% からさらに今回 0% となった。覚せい剤乱用は 2003 年から前回 2009 年まで 10% 以上であったが、2011 年 4.8% 今年度 4.5% であった。大麻乱用はこれまで 20% から 30% であったが今回も 9.0% とやや少なかった。ブタン乱用は 2007 年まで 30% から 40% 台であったが 2009 年および 2011 年は 20% ほどであったが、今年度は 4.5% と減少した。

睡眠薬が前述の有機溶剤・大麻・ブタンなどと同様に使用されていた。睡眠薬乱用頻度は、男女それぞれ 4.2% と 13.6% であり、女性で特に多く認められた。またいわゆるハーブが男性 8.3% 女性 13.6% と多く用いられていることが分かった。その他の薬物として、MDMA・咳止め液・コカインも一部認められた。薬物の使用頻度については、特に男性では 1 回ないし 2 回程度の機会的薬物使用がほとんどであった。薬物使用に関連する状況としては、精神症状は全体の 80% 以上にみられた。また入手方法は他者から譲り受けた者が 62.5% で一番多かった。

今回の調査は予備調査であるが、入所児童における乱用薬物は以前の有機溶剤や覚せい剤などから、現在は大麻・ブタン・医薬品あるいはハーブに変化してきていることが示唆された。

#### 研究 1-5：監察医療院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究

研究分担者 福永龍繁  
東京都監察医療院 院長

2004～2013年に東京都監察医療院で取り扱った異状死に関し、発生件数と行政解剖体より検出された薬毒物件数の分布を調査することにより、東京都23区における薬物乱用・依存等の実態を把握することを目的とした。調査の結果、薬毒物による自殺事例の発生件数は大きく減少していた。行政解剖体より検出された薬毒物において、精神神経用剤と抗てんかん剤の件数は増加、若しくは高止まりの状態で推移し、睡眠導入剤の件数は減少していた。2010年、及び2011年は覚せい剤等の検出件数は減少したが、「脱法ハーブ」の検査依頼件数は著しく増加していた。「脱法ハーブ」の使用が疑われた行政解剖事例9例の内、2例について概要を紹介した。

#### 研究 1-6 薬剤師を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究

研究分担書 嶋根卓也  
国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所  
室長

保険薬局に勤務する薬剤師を情報源として、向精神薬乱用者との応対経験の把握と、薬剤師に対する介入プログラム（向精神薬乱用・依存に重点を置いたゲートキーパー研修会）を実施し、介入プログラムが薬剤師の知識・自己効力感・行動（患者への声かけなど）に与える影響を検証した。

対象者は、埼玉県薬剤師会1879施設、兵庫県薬剤師会2269施設における薬剤師である（各薬局1名が対象）。自記式質問紙調査法により、埼玉県薬剤師会より465名（回収率24.7%）、兵庫県

薬剤師会より740名（回収率32.6%）のベースラインデータが得られた。また、埼玉県薬剤師会の105名（介入群）に対して介入プログラムを実施した。

向精神薬の過量服薬患者への声かけ経験（過去6ヶ月以内）を有する薬剤師は、埼玉25.2%、兵庫27.4%であった。一方、処方医への情報提供は、「しなかった」という回答が最も多かった（埼玉33.3%、兵庫37.4%）。メンタルヘルス支援機関へのつなぎは、「しなかった」という回答が最も多かった（埼玉61.5%、兵庫76.8%）。

介入群における知識スコアは、T1（ベースライン）からT2（介入直前）にかけては、ほとんど変化がみられなかった。しかし、T1からT3（介入直後）にかけては、すべての項目で有意な上昇が認められ、特に、「薬物依存回復支援施設ダルクの業務」、「精神保健福祉センターの業務」、「精神保健福祉士の役割」において大幅な改善が認められた。

介入群における自己効力感スコアは、T1からT2にかけては、ほとんど変化がみられないか、若干スコアが低下する傾向がみられた。しかし、T1からT3にかけては、すべての項目で有意な上昇が認められ、特に、「希死念慮のある患者に対する服薬指導」、「向精神薬が正しく使えない患者に関する処方医への情報提供」、「向精神薬を過量服薬する患者に対する服薬指導」において大幅な改善が認められた。

保険薬局において向精神薬の過量服薬などの異変に気づき、声かけなどの応対をしている実態の一端を把握することができた。また、介入群では知識や自己効力感スコアの大幅な改善がみられたことから、薬剤師に対する介入プログラムは、ゲートキーパーとしての知識と技術を向上させる可能性がある。

#### ■研究 2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究

##### 研究 2-1：薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究

研究分担者 宮永 耕  
東海大学 健康科学部社会福祉学科  
准教授

2014年の全国実態調査の予備調査として、現在進行する障害者制度改革や刑事施設出所後の保護観察制度等の改正案などの動向が民間リハビリテーション活動としてのダルク (Drug Addiction Rehabilitation Center) で、どのような問題となって表れているのか、制度変更が相次いだ今年度の状況について整理し、その課題について検討した。

障害者総合支援法の障害福祉サービス事業者への移行は現在も進められており、地域活動支援センターから生活訓練事業への制度内移行等、第2段階の事業変更や拡大の変化も認められた。

生活保護の制度改正により、今年度途中より生活扶助基準が削減され、ダルク利用者の多くが生活費給付を減額され、ダルクが補てんする費用の拡大も懸念される。移送費等の一時扶助や住宅扶助額の認定額変更等にも影響が認められた。

薬物事犯者を対象とする「刑の一部執行猶予」制度の成立と導入は、住所のない出所者の住居確保だけでなく、薬物依存回復訓練費の設定など、対象者の治療プログラムへの導入にも新たな役割を果たし得る。ただし、自立準備ホーム委託期間の要医療給付など課題も残している。

「刑の一部執行猶予」制度の実施準備段階にある現在、「薬物依存回復訓練」といった、ダルク等が提供しうるソフトウェア部分を対象として委託基準が設定・運用されており、入寮に限定されない形態での回復プログラムの提供が期待されている。

ダルク施設の増加が続く中で、スタッフは各地で求められており、多くの社会資源や制度と関わる事が必要となるダルクのスタッフにとって、12ステップ・プログラムの日常的実践に加えた、実務上必要な援助技術や制度、異種の法制度で使われる用語(言葉)・概念等に関する知識とそれを操作するスキルが重要なものとして求められている。

## 研究2-2：精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究

研究分担者 近藤あゆみ  
新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科 准教授

研究期間：平成22年4月～平成23年3月

平成22年度に作成した4種類の教材を用いて、8カ所の精神保健福祉センター（東京都立多摩総合精神保健福祉センター延べ107名、兵庫県立精神保健福祉センター延べ37名、広島県立総合精神保健福祉センター延べ18名、東京都立中部総合精神保健福祉センター延べ54名、静岡市こころの健康センター延べ22名、群馬県こころの健康センター延べ8名、栃木県精神保健福祉センター延べ20名、岩手県精神保健福祉センター延べ6名、）、2カ所の精神科病院（地方独立行政法人岡山県精神科医療センター延べ117名、医療法人せのがわ瀬野川病院延べ26名）の家族会参加者（合計延べ415名）を対象に、機関職員が家族心理教育プログラムを実施し、その理解度及び有効性等を検討するためのアンケート調査を実施した。

家族の年齢、性別、本人との続柄については、50～60代が約7割(68.1%)と多く、女性(76.7%)、親(86.2%)が多かった。また、継続的に支援を受けるようになってから5年未満の家族(56.1%)の割合が高く、1年未満の家族も23.3%存在した。GHQ28の評価では56.9%が神経症群に弁別された。薬物依存症者本人の年齢は20～30代(74.8%)、性別は男性(85.3%)が多く、未だ断薬に至らない者や刑務所や医療機関に入所中の者が合わせて53.5%と多かった。現在の本人との関係性については、本人と一緒に暮らしていたり、離れて暮らしているものの頻繁に連絡を取り合ったりしている者の割合が合わせて64.7%と高かった。結果からは、薬物問題が継続している本人の身近で生活しながら心身ともに疲弊する親の姿が、対象者の特徴として浮かび上がる。

家族心理教育プログラムに関する理解度については、「かなり～完全に理解できた」と回答した者の割合は52.3%にとどまっていた。理解度をあげるためにには、同じ種類の教材を用いたプログラムに繰り返し参加できる環境を家族に提供することが望ましい。

また、家族と本人との関係性によっては、理解が特に低い教材もあった。有効性については、70.4%の家族が「かなり～非常に役に立つ」と回答しており、一定の有効性が確認できた。しかし、家族の精神的健康度が低い場合、有効性が感じられにくいことが示された。

このように、精神的健康度や本人との関係性に

よって、プログラムに対する理解度や有効性が低くなってしまう家族が存在するため、個別の評価や支援を忘れてはならないことが示唆された。

#### (倫理面への配慮)

本研究のすべては、各施設での倫理委員会に諮った上で実施した。

### C. 考察

#### 研究1 「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握に関する研究

##### 1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調査」（以下、全国住民調査）を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」（以下、全国中学生調査）、「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（以下、全国精神科病院調査）、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」（以下、全国児童自立支援施設調査）の実施を主とする年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「脱法ドラッグ」およびベンゾジアゼピン系薬剤の乱用者が搬送されやすい救命救急センターにおける薬物乱用の実態調査（救命救急センター調査）、東京都23区内での異状死を検索しており、麻薬・覚せい剤のみならず各種「脱法ドラッグ」による死亡を検出できる可能性のある東京都監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究（監察医務院調査），薬局を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究（薬局調査）を加えた。

本年度は上記の①の年度に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、

そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国の National Institute on Drug Abuse の医学部門より、2002年にはタイ王国の Office of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister 主催による会議に、また、2005年、2006年には台湾の Department of Health 主催による国際会議に、2010年には台湾の Department of Justis 主催による国際セミナーに、2011年には台湾の国立中正大学主催による国際会議での講演を招聘してきたが、2013年も、台湾で開催された国家衛生研究院、食品薬物管理局、カリフォルニア大学ロスアンジェルス校主催による「Current Status of Substance Abuse and HIV in Asia and Pacific Islands. 2013 International Conference on Global Health: Prevention and Treatment of Substance Use Disorders and HIV」に招聘された。

##### 2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「住民調査」では、1995年以来、層化二段無作為抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、回収率は調査の実施法にかなり規定されるが、「全国住民調査」では、戸別訪問留置法を採用しており、回収率は1995年の78.9%を最高に、1997年で75.6%、1999年で75.8%、2001年で71.5%、2003年で71.3%と、減少傾向を示しながらも、毎回70%台を維持してきた。しかし、2005年調査では61.9%と初めて70%台を切り、大幅にダウンしてしまった。その原因としては、①そもそも、個人情報の秘密保持の意識が年々高まっており、調査そのものへの「拒否」率が増加する傾向にあるが、特に2005年調査では、②「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入、「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが社会的関心事となり、国民の個人情報秘密保持意識がこれまで以上に高まったことが推定される。また、③「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが各自治体レベルで進められており、「閲覧」のための申請法等がずいぶんと複雑化したと同時に、自

治体側の新制度への不慣れも重なり、住民基本台帳の閲覧自体がスムーズに進まなかつたのも事実である。

2007年調査では、自治体側も新制度への対応にはそれなりに慣れたようで、住民基本台帳の閲覧上の問題はほとんどなかつたが、最終的に回収率は59.0%とついに60%を切つてしまつた。結局、年々高まる調査そのものへの「拒否」率増加は時代の流れとしか言いようがない。

ところが、2009年調査では、回収率が64.3%と大幅に上昇した。その最大の原因是、2007年秋のリタリン問題、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題等、薬物問題が社会問題化していたところに、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題が起き、それが一大社会問題として連日マスメディアを賑わした直後の調査の実施であったということができそうである。2007年調査では約11%にしか過ぎなかつたMDMAの呼称周知率が2009年調査では約48%にまで急上昇し、2007年調査では約88%であった大麻の呼称周知率が2009年調査では約94%にまで上昇していた事実は、2009年8月の芸能人による連続した薬物問題事件とそれを報じ続けたマスメディアの影響力の大きさを改めて実感させるものであった。2011年調査では、回収率は63.0%であり、2009年のマスメディア情報の影響以降、薬物問題がそれ以前よりは日常的に国民の関心事として持続している感があり、2012年1月には、「合法ハーブ」問題が連日マスメディアで報道されたが、これは2011年調査実施の後のことであり、2011年調査の回収率には影響は及ぼしていない。今回の2013年調査での回収率は2007年調査と同じく59.0%と低迷した。この種の調査での回収率の低下は、時代の趨勢の中で、致し方ないことと言わざるを得ない。

この回収率に関係しそうな要因がもう一つある。それは、調査対象の年齢制限である。従来、本調査は年齢の上限をつけない15歳以上の者を対象としてきた。しかし、2007年調査の結果では、「調査不能ケース」の割合は60歳以上の対象者で12~13%と年代別では最も高いと同時に、回収できた全ケースの約22%は65歳以上の者が占めていたという事実があった。すなわち、我が国の高齢化により、対象の少なからぬ部分が65歳以上の者になつてしまい、その部分での回収率は悪かったという結果であった。そもそも、薬物問題は若年者

~青年を中心とした問題であることを考えると、年齢上限を定めた方が「現実的」であり、かつ、調査費用効率も良いと考えられるため、2009年調査から対象年齢の上限を定めて、15歳以上64歳以下とした。

ただし、この年齢の上限設定により、2009年調査以降の結果は、従来の本調査とは対象が異なるため、結果の単純比較は出来なくなつたことは確かである。しかし、今後も年齢の上限を64歳以下とすることで、現実的かつ経済効率の良い調査になってゆくことが期待できる。

また、この「住民調査」では、1999年に若干の調査票の改変がなされ、2001年には更に改変がなされた。内容的には、この2001年調査でほぼ完成されたと考えているが、2003年にはさらに「答えやすさ」を考慮した少々の改善を図った。2005年調査では2003年調査の調査用紙での聞き方に些細な改変を加えた個所が2個所あるが、事実上は2003年調査の質問紙と同じであった。2007年調査では、2005年調査の内容から、有機溶剤乱用が増えているかどうかという問い合わせ削除し(減少傾向が明らかと思われたため)、違法ドラッグ(いわゆる「脱法ドラッグ」)の呼称についての周知度についての問い合わせを追加した。その結果、違法ドラッグ名の周知度は極めて低いことが判明し、2009年調査では、違法ドラッグ名の周知度調査項目は削除した。ただし、2009年調査では、昨今の禁煙エリアの拡大を考慮して、「禁煙しようかと考えた大きな理由は何ですか?」という設問の回答選択肢に「吸える場所が少なくなってきたから」を追加している。2011年調査の調査項目は2009年調査の項目と同じである。

今回の2013年調査では、「脱法ドラッグ」の乱用実態を把握するために、従来の各薬物について「身近にいた(いる)人の中で、その薬物を使っていた(る)人を何人知っていますか?」という問を削除し、「脱法ドラッグ」関連質問を設ける変更を行つた。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能ならば何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最適である。そのため、当主任研究者は、かつて第三次救命救急センター受診者の尿・血液からの薬物検出調査を組織したことがあったが、各施設でのマンパワー不足により、結果的に断念せざるを得なかつた。そこで、2007年以降、一連の本研究

では、東京都監察医務院の協力を得て、監察医務院が関与した異状死例における薬物検出の実態把握調査を行うことにした。さらに、今回の2013年調査では、「脱法ドラッグ」およびベンゾジアゼピン系薬剤の乱用者が搬送されやすい救命救急センターにおける薬物乱用の実態調査も追加している。

## 研究2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆる分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ！ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。しかし、本主任研究者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約75%の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、眞の薬物乱用防止のためには、強力な一次予防と共に、二次予防（早期発見・早期治療）・三次予防（薬物依存からの回復と社会復帰）を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成10年の「薬物乱用防止五か年戦略」、平成15年の「薬物乱用防止新五か年戦略」において、二次予防・三次予防の重要性が指摘され、平成20年の「第三次薬物乱用防止五か年戦略」、平成25年の「第四次薬物乱用防止五か年戦略」では、二次予防・三次予防の重要性が益々重要視されたにも関わらず、実際には実効的対策はほとんどられておらず、結果的に薬物依存症治療及び社会復帰策に限れば、わが国は先進諸国の中で、最貧国と言っても過言ではない状況のままである。

それにも関わらず、平成25年には「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」が成立し、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」での「目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」対策は急務と言わざるを得ない。しかし、これに対する国としての対応は遅延として進んでいない。そこで、本研究では、「(2)薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化（民間団体・関係機関等との連携強化）」に呼応

した「ダルクを中心とした薬物依存症者に対する支援活動の実態とその課題を把握するための調査研究」と、「(3)薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実（民間団体・関係機関等との連携強化）」に対応した「精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究」とを実施した。

特に、本研究で強調したいことは、以下の2点である。

1. ダルクとは、本来、自らの「回復」のための自助活動であり、公的ないしは行政的システムの補完組織ではない。そのことを踏まえた上での連携を進める必要がある。
2. 「家族支援」と総論的に唱えても、具体的対応策を示さないことには、何一つ実効性を持たない。

上記1.については、2014年調査が主になるが、上記2.については、本研究で実施している「ワークブックを用いた家族心理教育プログラム」の普及こそが、現時点でできる最善の対策であると考えている。

## D. 結論

薬物乱用・依存対策の立案・評価のための基礎資料に供するために、「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、再乱用防止のために、薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究を行った。

### ■研究1 「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握に関する研究

研究1-1 今回の全国住民調査は、「脱法ドラッグ」の乱用の拡がりを調べる、わが国初の全国調査となった。薬物乱用の生涯誘惑率、生涯経験率は、経年的視点からは、ほとんどの薬物で「横ばい」傾向を示す中で、唯一、大麻だけが生涯被誘惑率、生涯経験率ともに確実な漸増傾向を示していた。特に生涯被誘惑率は、2011年まで一貫して、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDMAないしはコカインの順に高かったが、今回の2013年調査で大麻が初めて第一位となった。同時に、1年経験者認知率でも、大麻が初めて第一位となり、「脱法ド

ラッグ」が有機溶剤と共に第二位であった。これらのこととは、今日の大麻・「脱法ドラッグ」乱用の拡がりを反映しているようである。生涯経験率は、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDAM>「脱法ドラッグ」の順に高いが、有機溶剤の生涯経験率は「過去の経験」であり、現時点で最も乱用されている薬物は大麻であると考えられる。また、「脱法ドラッグ」以外の薬物の生涯経験者の平均年齢は40歳代初めがほとんどであるのに対して、「脱法ドラッグ」生涯経験者のみが33.8歳であった。同時に、「脱法ドラッグ」の生涯経験者の75%の者に大麻乱用の経験もあるという結果であり、「脱法ドラッグ」と大麻との関連を伺わせる結果であった。「脱法ドラッグ」の害知識の周知率は低く、この「脱法ドラッグ」乱用に対する啓発活動、教育活動と大麻乱用対策が今日的急務であると考えられる。

**研究 2-2** 全国精神科病院調査では、2012年調査の結果を再分析して、「脱法ドラッグ」関連障害(DDRD) 患者の臨床的特徴を、覚せい剤関連障害(MARD) 患者および睡眠薬・抗不安薬関連障害(HARD) 患者との比較を通じて明らかにした。DDRD患者はMARD患者およびHARD患者に比べて若年かつ男性に多く、生活背景についてはHARD患者との共通していた一方で、薬物使用の理由はむしろMARD患者との共通していた。また、DDRD患者は、MARD患者よりもICD-10 F1診断における精神病性障害と有害な使用に該当する者が多く、「脱法ドラッグ」の強力な精神病惹起危険性および有害性が推測された。

**研究 3-3** 救命救急センター調査では、82%の患者は男性であり、20歳～30歳代が80.5%で、86%の者が植物片に添加されていた合成薬物を吸入(87.5%)していた。10.8%の患者に、中毒を生じた現場で対人・対物への暴力、交通事故、自傷行為または自殺企図などの有害行為が認められた。また、10%の患者には横紋筋融解症等の身体合併症が見られた。入院治療を要した患者(全体の35.1%)のうち、(全体の)5.6%の患者は人工呼吸管理を要し、(全体の)4.1%の患者は7日以上の入院を要した。ほとんどの患者(95.6%)は完全回復したが、10例(1.9%)は精神科病床へ転棟または転院し、3例(0.6%)は攻撃的または暴力的行為のために警察に引き渡された。合成カンナビノイド、合成カチノン、またはメトキセタミンは20

製品のサンプルから検出された。

**研究 1-4** 全国児童自立支援施設調査では、2014年度の全国調査の質問項目選定のために、2施設46人(男性24人、女性22人)に対して半構造化面接調査を実施した。有機溶剤、覚せい剤、大麻の乱用経験者の割合は経年的には激減していたが、「脱法ハーブ」乱用経験者は男性8.3%、女性13.6%と多かった。

**研究 1-5** 監察医務院調査では、2004～2013年に取り扱った異状死に関し、薬毒物件が関係した事例について調査した。薬毒物による自殺事例の発生件数は大きく減少していた。精神神経用剤と抗てんかん剤の件数は増加、若しくは高止まりの状態で推移し、睡眠導入剤の件数は減少していた。2010年、及び2011年は覚せい剤等の検出件数は減少したが、「脱法ハーブ」の検査依頼件数は著しく増加していた。「脱法ハーブ」の使用が疑われた行政解剖事例9例の内、2例について要点を紹介した。

**研究 1-6** 薬剤師調査では、向精神薬乱用者との応対経験などの実態を把握する調査を実施すると共に、薬剤師に対する介入プログラム(向精神薬乱用・依存に重点を置いたゲートキーパー研修会)を実施し、介入プログラムが薬剤師の知識・自己効力感・行動(患者への声かけなど)に与える影響を検証した。その結果、薬剤師に対する介入プログラムは、ゲートキーパーとしての知識と技術を向上させる可能性があることが示唆された。

以上、乱用薬物から見たわが国の薬物乱用状況は、従来の有機溶剤優位型(途上国型ないしは我が国独自型)から欧米型(大麻優位型)に変化してきていることには変わりはない。その特徴は、「(使うと)捕まる薬物から、(使っても)捕まらない薬物へのシフト」であり、その象徴が「脱法ドラッグ」である。この「脱法ドラッグ」と大麻対策が急務であることが示唆された。

## ■研究 2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究

**研究 2-1** 2014年に予定している全国ダルク実態調査の予備調査として、現在進行する障害者制度改革や刑事施設出所後の保護観察制度等の改正案(「刑の一部執行猶予」制度)などの動向が、ダ

ルクを代表とする民間リハビリテーションの自助活動現場でどのような問題となって表れているのか、整理し、その課題について検討した。その結果、施設を制度的にどこに位置づけるか、障害者総合支援法の中での模索が続いていた。また、「刑の一部執行猶予」制度との関連では、居住先のない出所の受け皿的役割を期待されており、「薬物依存回復訓練」といったダルク等が提供し得るソフトウェア部分もある反面、自立準備ホーム委託期間中の要医療給付問題や制度等に関するダルクスタッフの研修問題などの課題が残っていた。

**研究2-2** 精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及研究では、既に開発した4種類の教材を用いて、8カ所の精神保健福祉センター、2カ所の精神科病院の家族会参加者に対してプログラムを実施し、その理解度及び有効性評価の調査を実施した。参加した家族は、76.7%が女性で、50歳代～60歳代が68.1%で、86.2%が親であった。家族心理教育プログラムに関する理解度については、「かなり～完全に理解できた」と回答した者の割合は52.3%にとどまっていたが、理解度をあげるためにには、同じ種類の教材を用いたプログラムに繰り返し参加できる環境を家族に提供することが必要である。有効性については、70.4%の家族が「かなり～非常に役に立つ」と回答しており、一定の有効性が確認できた。

第四次薬物乱用防止五か年戦略の「目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」の「(3)薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実（民間団体・関係機関等との連携強化）」に対する具体的対応策として、本研究班が開発し、実施している家族心理教育プログラムの普及が急務である。

#### E. 健康危険情報

【研究1 「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握に関する研究】の結果自体が健康危険情報であるが、緊急にどうこうするものでもない。

#### F. 研究発表

##### 1. 著書

- 1) 鳴根卓也：薬剤師からみた くすり漬け問題，

くすりにたよらない精神医学（井原裕、松本俊彦=編），日本評論社、東京，35-39，2013. 和田清、尾崎茂、近藤あゆみ、鳴根卓也：I 物質依存 2. わが国の物質乱用・依存の疫学と動向。（編）福居顕二. 専門医のための精神科臨床リュミエール26. 中山書店、東京、pp. 14-27. 2011.

#### 2. 論文発表

- 1) 和田 清、船田正彦、松本俊彦、鳴根卓也：わが国の薬物乱用・依存の最近の動向-特に「脱法ドラッグ」問題についてー. 臨床精神医学 42(9)：1069-1078, 2013.
- 2) Kiyoshi Wada, Masahiko Funada, Toshihiko Matsumoto, Takuya Shimane : Current status of substance abuse and HIV infection in Japan. Journal of food and drug analysis21: S33-S36. 2013.
- 3) Matsumoto T, Tachimori H, Tanibuchi Y, Takano A, Wada K: Clinical features of patients with designer drugs-related disorder in Japan: A comparison with patients with methamphetamine- and hypnotic/anxiolytic-related disorders. Psychiatry and Clinical Neurosciences, Article first published online: 9 JAN 2014, DOI: 10.1111/pcn.12140
- 4) 谷渕由布子、松本俊彦、小林桜児、和田 清：薬物依存症専門外来における脱法ハーブ乱用・依存患者の臨床的特徴—覚せい剤乱用・依存患者と比較—. 精神神経学雑誌 115 (5) : 463-476, 2013.
- 5) 谷渕由布子、松本俊彦、立森久照、高野 歩、和田 清：「脱法ドラッグ」乱用・依存患者の臨床的特徴—乱用する製品の形状による比較—. 精神科治療学 29 (1) : 113-121, 2014.
- 6) 松本俊彦、谷渕由布子：「脱法ドラッグ」による精神障害 vs. 内因性精神病. 精神科 23(6) : 644-651, 2013.
- 7) 松本俊彦：処方薬依存. 精神看護 17(1) : 12-18, 2014.
- 8) Suzuki H, Tanifuji T, Abe N, Fukunaga T. Causes of death in forensic autopsy cases of malnourished persons. Leg Med (Tokyo). 2013 Jan; 15(1): 7-11.

- 9) Suzuki H, Hikiji W, Tanifugi T, Abe N, Fukunaga T. Medicolegal death of homeless persons in Tokyo Metropolis over 12 years (1999–2010). *Leg Med (Tokyo)*. 2013 May; 15(3): 126–33.
- 10) Suzuki H, Hikiji W, Shigeta A, Fukunaga T. An autopsy case of a homeless person with unilateral lower extremity edema. *Leg Med (Tokyo)*. 2013 Jul; 15(4): 209–12.
- 11) Suzuki H, Shigeta A, Fukunaga T. Accidental death of elderly persons under the influence of chlorpheniramine. *Leg Med (Tokyo)*. 2013 Sep; 15(5): 253–5.
- 12) Hikiji W, Fukunaga T. Suicide of physicians in the special wards of Tokyo Metropolitan area. *J Forensic Legal Med*. 2014; 22C: 37–40.
- 13) 嶋根卓也. ゲートキーパーとしての薬剤師, 医薬品の薬物乱用・依存への対応. *YAKUGAKUZASSHI*. 133 : 617–630. 2013.
- 14) 嶋根卓也. 一般用医薬品のインターネット販売解禁が及ぼす乱用・依存症の危険性. 大阪保険医雑誌. 41 : 13–16, 2013.
- 15) 嶋根卓也. ゲートキーパーとしての薬剤師, うつ病パーフェクトガイド. 「調剤と情報」19 : 36–37, 2013.
- 16) 嶋根卓也. 薬剤師から見た「処方薬を適切に使えない患者たち」, うつ病パーフェクトガイド. 「調剤と情報」19 : 126–130, 2013.
- 17) 嶋根卓也: ゲートキーパー研修会の報告. 埼玉県薬剤師会雑誌, 40 (2), 6–8, 2014.
- 18) 宮永耕「薬物使用障害者の福祉的支援をめぐる現状と課題」、「精神科治療学」編集委員会編『物質使用障害とアディクション臨床ハンドブック（精神科治療学第 28 卷増刊号）』、250–254、星和書店、2013 年 10 月
- 19) 宮永耕「アジアの治療共同体実践」、内閣府『平成 24 年度若年層向け薬物再乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書』、59–65、2013 年 2 月
3. 学会発表
- 1) Kiyoshi Wada, Masahiko Funada, Takuya Shimane: Current Status of Substance Abuse and HIV in Japan. Plenary Session II(D103) Current Status of Substance Abuse and HIV in Asia and Pacific Islands. 2013 International Conference on Global Health: Prevention and Treatment of Substance Use Disorders and HIV. Howard Civil Service International House, Taipei, Taiwan. April 17–19, 2013.
- 2) 和田 清, 船田正彦, 嶋根卓也, 松本俊彦: 脱法ドラッグを含む薬物の乱用・依存・中毒. 第 60 回北海道薬学会 北海道薬剤師会学校薬剤師部会. 札幌コンベンションセンター. 2013. 5. 19.
- 3) 和田 清, 船田正彦, 嶋根卓也, 松本俊彦: 薬物の乱用・依存・中毒と脱法ドラッグ. 日本法中毒学会第 32 年会. さわやかしば県民プラザ (柏市). 2013. 7. 5.
- 4) 和田 清: 最近の薬物乱用状況と青少年の薬物乱用問題—「脱法ドラッグ」を含めて—. 第 60 回近畿学校保健学会. 神戸新聞松方ホール. 2013. 7. 7.
- 5) 松本俊彦: わが国の精神科医療機関における「脱法ドラッグ」関連障害患者の動向と臨床的特徴. 第 21 回日本精神科救急学会 シンポジウム 2 物質依存. 2013. 10. 4, 東京.
- 6) 松本俊彦: 全国精神科医療施設調査から見た最近の薬物関連障害の実態と特徴. 平成 25 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会 シンポジウム 8 薬物乱用の動向とその防止策, 2013. 10. 5, 岡山.
- 7) 上條吉人、藤田友嗣、広瀬保夫、岩崎泰昌、石原諭、八啓一、横山隆、坂本哲也: 救急搬送された脱法ハーブ等の合成薬物添加製品による中毒患者の多施設共同調査 - 日本救急医学会 & 日本中毒学会による共同調査 - 第 41 回日本救急医学会総会・学術集会、2013、東京
- 8) 谷藤隆信, 阿部伸幸, 鈴木秀人, 柴田幹良, 引地和歌子, 則武香菜子, 福永龍繁. 相関ルールを応用した自殺原因の探索 (P54). 第 97 次日本法医学会学術全国集会. 2013. 6. 27, 札幌. 要旨: 日法医誌 2013 May; 67(1): 92.
- 9) 柴田幹良, 加藤幸久, 前田雅子, 谷藤隆信, 阿部伸幸, 鈴木秀人, 引地和歌子, 福永龍繁. 東京都 23 区における入浴中突然死と血中アルコール及び薬物濃度. 平成 25 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会 (第 48 回日本アルコール・薬物医学会総会). 2013. 10. -5,

岡山. 要旨：日本アルコール・薬物医学会雑誌  
2013 Aug; 48(4): 128 (口演 04-1).

- 10) 鈴木秀人, 谷藤隆信, 阿部伸幸, 柴田幹良, 福永龍繁. 血中よりカフェインの検出を認めた行政解剖例の事例調査. 平成 25 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会（第 48 回日本アルコール・薬物医学会総会）. 2013. 10.-5, 岡山. 要旨：日本アルコール・薬物医学会雑誌 2013 Aug; 48(4): 129 (口演 04-2).
- 11) 引地和歌子, 鈴木秀人、柴田幹良、谷藤隆信、阿部伸幸、福永龍繁. 東京都 23 区における自殺と物質乱用について. 第 33 回日本社会精神医学会. 2014. 3. 21, 東京.
- 12) 嶋根卓也、宮野廣美、川崎裕子、膳龜昭三、金子伸行. 過量服薬防止に重点をおいたゲートキーパー研修を通じて薬剤師の職能を考える. 第 19 回埼玉県薬剤師会学術大会、2013 年、埼玉.
- 13) 三田村俊宏、嶋根卓也、阿部真也、吉町昌子、後藤輝明、宮本法子. 薬剤師と自殺予防～“つなぎ”の現状からゲートキーパーとしての薬剤師の役割を考える～. 日本社会薬学会第 32 年会、2013 年、東京.
- 12) 近藤あゆみ, 高橋郁絵, 森田展彰 : 薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発, 第 48 回日本アルコール・薬物医学会総会, 岡山, 2013.

#### G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む） なし

分 担 研 究 報 告 書  
(1-1)